

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第1項第2号及び第2項第3号の「当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるとき」における保育所の面積に係る基準（案）の概要について

1 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

この条例では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、保育所のほか12の児童福祉施設（※）の設備及び運営に関する基準を定めています。

この基準を定めるに当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「国の基準」といいます。）を基本としました。

（※児童福祉施設 保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）

2 保育所の部屋の面積に係る基準の考え方

保育所の設備及び運営に関する基準は、国の基準を基本としておりますが、保育所の部屋の面積については、より豊かな保育環境を確保するため、次の表のとおり、国の基準を上回る基準を定めました。

なお、経過措置として、既に存在する保育園で、これらの基準に達していない保育園にあっては、建替えや増築等を行うまでは、国の基準に掲げる基準を満たせば足りるものとした。

（幼児1人当たりの面積）

	乳児室 (0歳)	ほふく室 (1歳)	保育室 (2歳以上)	遊戯室 (2歳以上)
国の基準	1.65㎡	3.3㎡	合わせて1.98㎡	
本市の基準	5㎡(※)	5㎡(※)	2㎡	2㎡(※)

※ただし、「当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるとき」にあっては、「乳児室3.3㎡、ほふく室3.3㎡、遊戯室1㎡」に面積の基準を緩和することができることとした。

3 「当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるとき」における保育所の面積に係る基準について

(1) 金沢には、善隣館、町会、公民館などの地域団体を中心として、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があります。

金沢の多くの保育所も、地域のこどもを育むために、地元の有志や要望などによって設立され、このコミュニティの中で運営されています。

(2) このことから、**「当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるとき」とは、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合**とし、この場合において、「乳児室 3.3㎡、ほふく 3.3㎡、遊戯室 1㎡」に保育所の部屋の面積の基準を緩和することができることとします。

ア 当該場所での保育所の建替え（当該保育所を取り壊し、当該保育所の近隣で保育所を新築する場合を含む。以下同じ。）や増築等を行う際に、新たな保育所の部屋の面積の基準を適用すると当初の定員を確保することができない保育所であること。

イ 当該場所での保育所の建替えや増築等の後においても、これまでに築かれてきた**地域や近隣住民とのつながりが維持できる保育所**であること。

(3) そして、(2)イの「**地域や近隣住民とのつながりが維持できる保育所**」とは、次のいずれかに該当する保育所とします。

ア 高齢者施設等との複合施設である保育所

イ 近隣の小学校、児童館等と緊密なつながりを持って運営されている保育所

ウ 地域住民が主体となって運営している保育所

エ アからウまでに掲げる保育所に準ずるもの